

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

(①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるのか。)

不作の場合においては、需要が存在しても供給することができない状況が生じる場合があることから、需要量を的確に推定することが可能であれば、当該需要量に見合う分まで補正することが望ましい。

しかしながら、15年産の需要状況によると、不作の状況において在庫が拡大している都道府県(20)があり、作況指数89以下の「著しい不良」においても在庫が拡大している都道府県(2)があることから、不作時における需要量の適切な推定は困難であると思料する。

在庫の縮減状況(16年6月末-15年6月末)

15年産作況指数	都道府県数	在庫縮減	
		在庫縮減	在庫拡大
～ 89	6	4	2
90～ 95	14	7	7
96～100	26	13	13
101～	1	1	0

(②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるのか。)

平成15年産米の作柄不良による新米価格の高騰などを背景として、国が安定供給を図る観点から低価格の政府備蓄米の販売数量を増加させるなかで、実需者が政府米による量の確保に努めたことから需要実績が高まったものである。

このような通常の販売環境とは異なるなかでの政府米の需要実績を反映させることは、米の需要動向を歪めることが懸念される。

※政府米の販売数量(15年度については15年6月～16年5月まで、以下同様)

15年度：105万トﾝ 14年度：13万トﾝ 13年度：26万トﾝ 12年度：14万トﾝ

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか。

需要見通しにあたっては、需要の変動に対して機動的に対応することが難しいという農産物の持つ性質を踏まえ、中期的な観点から見通すことが必要である。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

- ・需要に応じた生産体制の確立を図るため、生産目標数量については激変を避けるべきである。
- ・需要量の把握に当たっては、流通量を的確に把握する必要がある。
- ・16年産が豊作基調と見込まれることから、政府備蓄数量の拡大により、17年産米の生産目標数量の激減を避けるようにされたい。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

「需要に応じた売れる米づくり」の理念に基づけば、都道府県別の生産目標数量の設定に当たっては、直近1か年の需要実績を用いることを原則にすべきである。

しかしながら、平成15年産米については地域別に作柄が大きく異なる事態を考慮し、平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の基礎となる需要実績の算定に当たっては、直近2か年(平成14年及び15年産米)の需要実績を単純平均することにより、作柄の違いによる極端な変動を補正することもやむを得ない。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

都道府県別の生産目標数量を算定する際には、需要実績のシェアを用いて全国の生産目標数量を按分すること。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

農業者・農業者団体が米の需給調整の主体となることについて、平成20年度までに確実に実現されるよう、早期の条件整備を進める必要がある。

そのため、農業者・農業者団体が、生産・流通・販売の各段階における需要動向等の情報を的確に把握し、需要に応じた生産が実施できるよう、農政事務所で調査している各県産米の銘柄別・年産別の在庫状況について、詳細を公表すべきである。

また、国は、都道府県別の需要実績及び生産目標数量の算定式や根拠数値について、農業者・農業者団体が主体となって行う需給調整に資するためにも、すべて公表すべきである。

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか。

① 地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか。

「平成17年産米からの都道府県別生産目標数量については、客観的な需要予測を基礎に、需要に応じた生産を促進する手法により算定する。」としている。

従って、作柄によって生産量が、一定程度以上減少した場合には、ある程度需要見通しに加味することが適当であると考え（多少の豊凶については、適地適作の観点から需要見通しの算定にはかみしなくてよいと考える）。

② 政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか。

平成15年産米は不作であり、そのために政府米の需要が高くなったと考えられるので、これを平年ベースと捉えるべきではない。都道府県の需要を反映しているか疑問の残る年産の古いものについては、その取扱いについて慎重に検討すべきではないか。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか。

○需要予測を決定するに当たっては、明確な根拠データにより透明性が確保された算定を実施すべきである。

○農業者団体へのスムーズな需給システムの移行が行われるためにも、簡便な算定方法が実施されるべきである。

○また、政府米販売実績については、需要を反映し、かつ、備蓄方式に見合った算定により実施すべきである。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項

① 透明性の確保

17年産米の都道府県別生産目標数量については、透明性を確保するためにも、誰もが平易に算定できるようなわかりやすい仕組みにすべきである。

② 産地づくり交付金との関係

各市町村に対する産地づくり交付金は、計画的な執行を乱さない範囲で加減できるようにすべきである。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

需要実績については、年毎に算定方法を変えると、そのことがデータの客観性を失わせる(恣意的になる)と思われる。このことから、昨年度と同様に豊作・不作を平年作に、転作の超過達成・未達成を達成率100%に補正すべきである。

また、政府米は、過去において需要量から差し引かれていることから、販売された時点で需要量に加えるべきである。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

生産者・生産者団体が需要量の傾向を正しく認識でき年度ごとの振れが少ない算定方法が望ましいと考えており、需要の傾向の連続性が確保されるとともに、それを踏まえた合理的な需要予測がなされ、単年度の不規則な需要量の変動をある程度緩和できる「トレンド(回帰式)」による算定とすべきである。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべき事項については、定量的な評価や客観的データを示した上で、これらを反映させるべきと考える。

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
 - (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか
 - ・需要実績は、配分要素の一つとして扱うべきものである。県別の作柄が大きく異なることや政府米販売数量が増加したからといって、生産量を補正するなどして需要実績自体の数字を補正するのは算定方法のルール化の観点からも適当ではない。需要実績の生産量を補正した場合、翌年以降の在庫量の補正が必要となり、算定方法のルール化が難しくなる。
 - ・米の生産量を配分要素のひとつとし、生産量の算出に当たって作柄による補正を行うこととしたらどうか。
 - ・政府米の販売実績の中で古米が多いが、販売されているのは事実であり、これを補正する必要はないと考える。
 - (2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのように算定すべきか。
 - ・需要予測の算定に当たっては、透明性、単純化、ルール化が求められると思う。その時々状況によって、補正要素を加えたり、算定方法を変えたりするのは、適当ではない。
 - ・しかしながら、15年産米のように作柄の地域差や政府米の販売促進などの状況もあるため、予め配分割合で補正要素に対応できるウェートの上限を設定しておき、必要に応じて考慮する方法もあると思う。
 - ・現在、国の算定による需要量の直近3か年の平均を需要実績として、これを配分要素の一つとする方法がわかりやすい。
- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について
 - (1) 在庫数量
 - ・在庫数量のとらえ方が、15年6月末は集荷段階のみであったが、16年6月末は生産者段階、出荷段階、販売段階の合計となり、算出方法が変わった。需要実績の算出方法のルール化の観点から、算出方法を変更するのは好ましくない。また、需要動向の的確な把握のため、段階別在庫数量もあわせて公表する必要がある。
 - ・出荷段階、販売段階の在庫は考慮すべきと考えるが、農家段階の在庫は考慮すべきではない。飯米農家と販売農家では在庫量に大きな差があり、国が行っている米穀現在高等調査対象農家数は水稻生産者の1%にも満たない状況であるため、データの信憑性が乏しいのではないか。
 - ・農家在庫が多くなれば、必要量以外は流通段階に出てくるはずであり、この動向を押さえれば十分と考える。
 - (2) 生産調整の実績
 - ・16年産米から生産実施計画書を提出しない農業者の水稻作付面積を把握する必要がなくなり、市町村としての達成状況が把握できなくなり、県の達成状況も把握ができなくなった。
 - ・今後の配分において、生産調整の実績を考慮する場合、その考え方を明確に示す必要がある。
 - (3) 生産目標数量の急激な変化の抑制
 - ・17年産の配分で、県によっては生産目標数量に急激な変化が起こる可能性がある。
 - ・急激な変化は、生産現場の混乱と需給調整システムの機能維持が難しくなる可能性があるため、増減の範囲を予め決めておくなどの考慮が必要である。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(○ ○ ○)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

本年7月発表の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針で示された都道府県産米の需要実績は、実態に即したものであると評価をしている。

しかしながら、作柄が極端に不良であった地域にあつては、需要見通しの最も重要な要素である15年産の収穫量が少なく、売りたいくても売ることがない状況であつたと想像される一方で、これまで販売不振等により政府米や流通在庫が多くあつた産地にあつては、在庫米の販売が需要実績の底上げに作用したと考えられ、平年作であつたと仮定した場合の販売量とは乖離している場合があると考ええる。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

上記のように平成15年産米の需要実績が各都道府県産米の本来の販売力や商品力を表しているとは考えにくいことから、補正が必要と考える。

<例えば>

直近3カ年(13・14・15年)の需要実績の平均値の全国シェアを17年産米の生産目標数量(全国)に乗じて算出する。

なお、需要実績算出の基礎となる収穫量について、全国作況指数を下回つた都道府県については、全国指数の水準まで収穫量補正をする。但し、全国指数が100を上回っている時は、100を上限とした収穫量補正とする。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載

コシヒカリをはじめとする市場価格の高い品種、或いは1等比率の高さなど、一般的に市場性が高いと考えられる米の生産に傾倒しがちであるが、それ以外の低価格米等にも一定の市場性があることに留意する必要がある。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

JA〇〇中央会・全農〇〇〇本部・〇〇〇米集連・〇〇〇

1. 都道府県産米の需要見通しの算定について

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか

都道府県産米の需要見通しの算定要素となる需要実績については、産地固有の生産条件に起因する作柄変動や政府備蓄米の販売増等の補正を加えるべきではないと考える。

(2) 各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

(1)を踏まえ、複数年の需要実績により需要見通しの算定をすべきである。

なお、「地産地消」や「食育の推進」の観点から、新たに都道府県別消費量(都道府県別人口)を算定要素に加えることを提案したい。

2. 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等

(1)「米づくりの本来あるべき姿」に向けて、国は今後のより具体的な方針やプロセスを早期に提示すべきと考える。

(2)米の需給状況の実態と作れば売れる時代の終焉(産地間競争の激化)を生産農家に周知徹底すること。

(3)農協等集荷販売団体は、販売を起点とした具体的な生産集荷方針を策定し、農業者に提示する必要がある。

3. 農業者・農業者団体（農協等）の取組

（1）市町村段階から農業者に対する生産目標数量等の配分の主体性についての評価

①農協等の集荷率が約3割に留まっていることなどから、配分は市町村が主体となって行われた。

（2）農業者別の生産目標数量等の算定要素についての評価

①農業者や農協等による品質向上対策や有利販売への取り組みまた大規模経営などを生産目標数量の算定要素に加えている事例は数少ない。

（3）販売戦略に基づく地域の米づくりの推進体制についての評価

①一部の農協などで、契約栽培や独自のブランド米（アイガモ米等特別栽培米）づくりの取り組みが始まっている。

②「売れる米づくり」の推進に加えて、農協等による地域の特徴を活かした多様で有利な販売方策の検討が始まっている。

（4）農業者に対する販売動向、価格動向等の情報伝達についての評価

①JA組織が中心となって、稲作だよりやテレホンサービス、ホームページなどでの情報伝達を行っている。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

〇〇〇

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって

(1) 生産量

〇〇〇の水田面積は毎年2～5%の減少率であることから、17年度の作付面積は200～210haと予想。単収を400kg/10aとすると、生産量は800～840tと見込まれる。

(2) 販売量

全農への出荷量は平年並みであれば40t程度と予想。来年もこの程度の出荷量であれば引き受けてもらえる見込みである。

全農出荷以外では、学校給食への直接販売・共同直売所での販売・産直販売等があるが、その量は極めて少ない。大部分(90%以上)は、飯米及び縁故米となっている。

(3) 在庫量

毎年、多くの需要があるため在庫は発生しない見込み。なお、全農が販売する〇〇産米の多くは、地元の学校給食や〇〇の酒造会社に販売されている。

2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等

〇〇産米の学校給食等への需要は多いが、農家の高齢化や宅地化により水田の改廃が進展しており、生産量が増加に転ずる見込みはない。

現状維持するためにも、遊休化した水田の解消や市民農園、体験農園の設置、NPO法人や援農ボランティアによる活用等が必要と考えられる。

また、相続に伴う農地の減少に歯止めをかけるためにも、相続税の納税猶予制度を市民農園等へも拡大する等の改善措置が必要。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

- 1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、
- (1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうすべきか (①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか、②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか)
- 作柄の違い及び古米の需要動向については、特に考慮の必要はない。
- なぜならば、各地域の米の需要動向については、第1次の資料として販売実績から算定すべきことであり、豊作地域においても明らかに在庫の増加が見られないならば、当該地域産の米に需要があると判断できるためである。
- 一方で、不作地域の在庫量が増加している場合は、本来、当該地域産の米には需要がないと判断すべきであり、米以外の作物への転換を推進する施策が必要となる。
- なお、前年度よりも在庫が減少している地域については、本来の需要を満たした生産が行われていないことが明らかであるため、適切な生産目標数量の配分が行われるべきである。
- (2) (1) を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか
- 等について記載
- 販売実績を補完する予測手法として、各地域の農業者団体から直売や縁故米等を含めた自主的な販売計画の提出を求め、当該計画の実施状況に応じて優先配分を行う。
- 2 需要に応じた生産を促進するに当たって留意すべきと考えられる事項等について記載
- 生産者に適切な需要シグナルを伝え、産地の販売意識を向上することができるよう、豊作分については一律に主食用以外の区分出荷を強制するのではなく、産地の自助努力により主食用として販売できた分については、翌年度の生産目標数量配分の拡大分として考慮すべきである。

平成17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定の考え方等について

(〇〇〇)

1 各都道府県産米の需要見通しの算定に当たって、

(1) 平成15年産米の需要実績の扱いをどうするべきか

①地域別に作柄が大きく異なることをどう考えるか

・地域によって冷害の被害が深刻であるが、米の安定供給を考えた場合、生産の不安定な地域に生産を依存するのは危険でないか。

毎年の作柄状況に応じて算出方法を変更した場合、算出方法が固定せず、生産調整の推進に理解が得にくいと考えられる。

従って作柄補正には賛成できない。

作柄変動も生産調整の一環と考えることはできないか。本県では、このように考えており、特段の補正は講じないよう求める。

②政府備蓄米販売数量の増加により、古米の需要実績の割合が高いことをどう考えるか

・不作による15年産米の絶対量の不足および価格の高騰を避けて、割安感のある古米の需要(特にブレンド米としての需要)が増したと考えられる。

・政府米の販売実績については、自県において需要に応じるだけの米を作ることが認められていないため、やむを得ず他県産米を購入しているという状況を考慮し、生産された都道府県ではなく、消費(販売)された都道府県の需要量としてカウントすべきである。

(2) (1)を踏まえて、各都道府県産米の需要予測をどのようにして算定すべきか

・需要予測の方法は固定されることが望ましい。毎年の事情によって新たな補正方法を検討する必要が生じるのは、需要予測の算定方法と、その要素である需要実績の把握方法に原因があると考えられる。

需要実績の算定にあたっては次のことを反映すべきである。

・米生産と転作の推進は表裏一体である。生産調整の達成・未達成を考慮せず、需要実績を算出し生産目標数量の設定を行えば、生産調整を達成していない生産数量の多い県により多くの数量が配分され、着実に生産調整を行ってきた県に、さらに厳しい生産調整が課されるという矛盾した結果を引き起

こし、今後の生産調整の推進に支障をきたす。

従って次により算出するよう提案する。

・17年産の算出では、全県が100%の生産調整を行ったと仮定して算出し、かつ、超過達成及び未達成分を補正により反映させる。

なお、この補正を行う場合、超過・未達による補正を行っていることが実感できるよう、昨年の補正よりもウェイトを高めて頂きたい。

天候による作柄不良は不可抗力的なものであるが、未達は故意により生じたものであり、補正を一層強く反映させる必要があると考えるためである。

(在庫について)

・基本方針の算定方法では、前年6月在庫との差を要素として用いているため、在庫量が適正規模（新米穀年度までに売り切れる量）を維持しているか判断できない。適正在庫との乖離状況により判断すべきではないか。

・例えば、本県では学校給食用等の需要があり、計画的な販売を行っている。そのため、6月時点で見えた場合、新米穀年度までの需要に応じる分が残っており、在庫があると判断されることになるが、実際は、新米穀年度までに全て売り切っており、在庫は適正規模といえる。

・その一方で、前年在庫との増減が僅かであったとしても、適正規模を超える在庫を常に抱え、新米穀年度へ在庫を持ち越して販売している可能性もある。この場合、新米穀年度まで在庫を持ち越して処理していても、6月末時点で前年よりも在庫が減少していれば、だぶつきを抱えているにもかかわらず、需要実績が加算されることとなる。

・在庫の考え方としては、新米穀年度への持ち越しがないことを基本とすべきであるが、基本方針の算出法では、前年と同程度の在庫であれば、だぶつきがあっても影響はなく、在庫管理（持ち越し在庫の有無）を考慮するような算定となっていない。

適正在庫量を把握し、適正在庫との乖離状況を反映させるため、在庫については前年比ではなく、次により算出すべきである。

6月末在庫量に、新米穀年度までの消費見込量との差（消費見込量－6月末在庫量）を加え、または減じた後、算出要素として使用する。

- ・需要見通しの算定にあたっては、以上に述べた需要実績の補正を行い、前年度の生産目標数量と乖離のない結果を得る方法で算定してほしい。

(消費県の事情を考慮した算定の導入について)

- ・基本方針における需要実績算出方法では消費の状況が考慮されないため、消費県では生産量が需要量を下回る状況にありながら需要実績には反映されず、目標数量は減少を続けることとなる。

- ・本県ではこれまでの生産調整の着実な推進の結果、他県にも増して遊休農地が増加している。また、農業従事者の高齢化も進んでいる。稲作は果樹野菜等に比べて省力的であるため、高齢者等の少ない労力でも農地の維持（耕作）が可能であったが、これ以上目標数量配分が減らされ、稲作ができない場合、より労力を要する転作作物栽培に転換するとは考えられず、耕作放棄により農地の荒廃が進むことが想定される。

- ・この点を解消するため、消費量を要素に加えた算出法の導入を要望する。

(消費純増策の柔軟化について)

- ・対象となるのは前年からの消費純増分のみであり、過去からの取組みの積み重ね分が評価されていないこと、要件が厳しいため導入が困難である。

年度内の在庫状況を見たうえで取組みが可能となるよう、制度の柔軟化を要望する。